

## ⑩ 均等割のみ課税世帯への給付金および子ども加算のご案内

問 社会福祉課(内線 263)

「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯」に対し、1世帯あたり10万円、また、子ども1人あたり5万円の子ども加算を支給します。

※本給付金は「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、差押禁止等及び非課税の対象となります。

### 支給対象・手続き

#### 支給対象となる世帯(いずれにもあてはまる世帯)

- 令和5年12月1日時点で、笠間市に住民票があること
- 世帯全員の令和5年度住民税が「均等割のみ課税者」または「均等割のみ課税者と非課税者」であること
- 住民税課税者の、扶養親族のみの世帯ではないこと

#### ■ 均等割のみ課税世帯

##### 「支給要件確認書」(令和6年3月28日発送予定)

- ・ 確認書の内容を確認いただき、必要事項を記入のうえ、返信用封筒で受付期間内に返送してください。
- ・ 原則、給付は金融機関口座へ振込みます。振込日は、市が書類を受理した日から4週間後が目安です。

#### ■ 子ども加算(均等割のみ課税世帯分)

##### 「支給要件確認書(子ども加算用)」(令和6年3月28日発送予定)

- ・ 上記「均等割のみ課税世帯」で、18歳以下の児童(平成17年4月2日以降生まれ)を扶養している世帯の世帯主
- ・ 確認書の内容を確認いただき、必要事項を記入のうえ、返信用封筒で受付期間内に返送してください。
- ・ 給付は「均等割のみ課税世帯給付金」の振込口座へ振込みます。市が書類を受理した日から4週間後が目安です。

⚠ 支給対象の要件にあてはまるにもかかわらず書類が届かない場合は、お問い合わせください。

### 給付金の支給額

- 均等割のみ課税世帯 1世帯あたり10万円
- 子ども加算 子ども1人あたり5万円

### 受付期間

- 令和6年3月29日(金)～令和6年6月28日(金)(消印有効)

### 受付場所

- 市役所本庁社会福祉課、笠間支所保険福祉課、岩間支所保険福祉課

### お問い合わせ

笠間市役所社会福祉課  
住民税均等割のみ課税世帯給付金窓口

TEL 0296-77-1101 内線263・264 受付時間 平日8:30～17:15(土日祝を除く)